

「地域貢献活動」評価項目一覧表

	評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
1	障がい者雇用	障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用している企業等評価するもの。	①障害者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用していること。 ②障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在で1人以上の障がいのある人を雇用していること。		障がい者雇用状況に関する添付書類提出表に次の書類を添付 (1)障がい者雇用状況の報告義務がある事業主 ・入札参加資格審査日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し (2)障がい者雇用状況の報告義務はないが、障がいのある人を雇用している事業主 ・前記の者を雇用していることを証する書類(健康保険被保険者証、資金台帳又は出勤簿の写し等)	・申請手続きに関すること 建築都市部 建築指導課建設係 092-643-3719 ・障がい者雇用制度に関すること 労働局新雇用開発課 障がい者雇用係 092-643-3594
2	子育て応援	「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業・事業所を評価	審査基準日(直前決算日)において有効な「子育て応援宣言登録証」の交付を受けていること		労働局労働政策課 092-643-3585	※新雇用開発課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「子育て応援宣言企業・事業所」評価申請書 ②子育て応援宣言登録証の写し 詳しくは県庁ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f16/niusatu-kosodate.html)参照のこと
3	新規学卒者雇用	新規学卒者を正規従業員として採用し、継続して雇用している企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前の1年間に、学校教育法に規定する学校又は専修学校を新たに卒業した者(卒業後3年以内の未就職者を含む。)を正規従業員として採用し、評価基準日においても県内事業所で継続して雇用していること。	福岡県70歳現役応援センター 福岡オフィス (福岡市博多区博多駅東1-1-33はかた近代ビル5階) HP http://70-f.net/ 受付時間 月曜～金曜9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く) 092-432-2512		地域貢献活動評価申請書(新規学卒者雇用)及び評価要件確認票(新規学卒者雇用)に次の書類を添付 ①採用した者が卒業後3年以内の者であることが確認できる書類 ・卒業証書又は卒業証明書の写し ②正規従業員として採用したことが確認できる書類 ・採用通知書、雇用契約書及び健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ③採用した者が審査基準日において継続雇用されていることが確認できる書類 ・審査基準日を含む資金台帳若しくは源泉徴収簿の写し又は出勤簿(タイムカード)の写し ④職歴の有無等に関する新規学卒者本人の申告書 ⑤返信用封筒(82円切手貼付) 詳しくは県庁ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hyouka-roudou1.html)参照のこと
4	70歳以上まで働ける企業	70歳以上まで働ける制度(70歳以上までの定年の引き上げ、70歳以上までの継続雇用制度、定年の定め(廃止)の導入を図る企業への優遇	審査基準日(直前決算日)において、事業主が次に掲げるいずれかの制度を導入し、就業規則において確認できること。 (1)70歳以上までの定年の引き上げ (2)70歳以上までの継続雇用制度(現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者とその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。)* (3)定年の定め(廃止(就業規則制定当初から定年がない場合を含む。)) ※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めることができる。			(1)地域貢献活動評価申請書(70歳以上まで働ける企業) (2)地域貢献活動評価確認票 (3)要件を確認できる就業規則の写し ※継続雇用制度の対象となる基準を定めている場合は、当該基準の内容がわかる労使協定書等も添付してください。 (4)返信用封筒 住所、担当者名を記入し、82円切手を貼った定形郵便の封筒

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
5	雇用拡大	正規雇用従業員が増加している企業を評価するもの。	新たな雇用により、審査基準日(直前決算日)現在、県内事業所の正規雇用従業員数の合計が、審査基準日の1年前の時点より増加していること。	労働局労働政策課 092-643-3585	地域貢献活動評価申請書(雇用拡大)及び評価要件確認票(雇用拡大)に次の書類を添付 ①審査基準日における正規雇用従業員数が確認できる書類 ・直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ②審査基準日の1年前時点における正規雇用従業員数が確認できる書類 ・①の前年の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ③新たに正規従業員を雇用したことが確認できる書類 ・採用通知書及び雇用契約書の写し ④返信用封筒(82円切手貼付) 詳しくは県庁ホームページ (http://www.pref.fukuoka.jp/contents/hyouka-roudou2.html)参照のこと	労働局労働政策課企画調整係 092-643-3585
6	保護観察対象者等の雇用	協力雇用主として、自立更生を支援するため保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用	審査基準日(直前決算日)以前1年間に、保護観察中の者(同一者)または更生緊急保護中の者(同一者)を通算3か月以上雇用したること。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799	保護観察中の者または更生緊急保護中の者を通算3か月以上雇用したことが確認できるもの (1)雇用契約書または採用通知書 (2)賃金台帳の写しまたは出勤簿 (3)その他法務省福岡保護観察所が指示する書類	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799 人づくり・県民生活部青少年育成課支援係 092-643-3388 福祉労働部保護・援護課生活困窮者自立支援係 092-643-3315
7	防災協定 ※右記要件いずれかひとつを満たして5点加算。 (右記全ての要件を満たしても5点の加算となります。)	風水災害時に県管理の施設や区域が被災した際、速やかな復旧を図ることを目的に福岡県と建設業者間で協定を締結している。	審査基準日(直前決算日)現在、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を福岡県と締結していること。	各県土整備事務所総務課 福岡 092-641-0161 久留米 0942-44-5222 南筑後 0944-41-5112 直方 0949-22-5608 京築 0979-82-3350 朝倉 0946-22-3910 八女 0943-22-6982 北九州 093-691-2761 田川 0947-42-9111 飯塚 0948-21-4930 那珂 092-513-5561 各農林事務所総務課 福岡 092-735-6121 朝倉 0946-22-2730 八幡 093-601-8851 飯塚 0948-21-4951 筑後 0942-52-5642 行橋 0930-23-0380 農林水産部水産振興課 092-643-3565	県のホームページ 又は 左記の各県土整備事務所、各農林事務所。 県土整備部企画課技術調査室 農林水産部水産振興課	同左又は 県土整備部企画課 技術調査室 092-643-3644 農林水産部農山漁村振興課 092-643-3504
		災害時における物資の供給等について福岡県と協定を締結している企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)現在、防災企画課を窓口として防災協定を締結していること。	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112	県のホームページ 又は 総務部防災危機管理局防災企画課	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112
		大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理に協力する当該団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)現在において、以下の団体の会員であること。 審査基準日(直前決算日)現在において、防災協定に基づく災害廃棄物の処理に協力する者であると当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県建造物解体工業会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	地域貢献活動評価申請書(防災協定(災害廃棄物処理)) 当該団体の証明書	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363

評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
	福岡県と「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」を締結している福岡県建築物災害対策協議会の構成団体の会員事業者を評価する。	審査基準日(直前決算日)現在において、福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、(一社)福岡県木造住宅協会の会員であること。 審査基準日(直前決算日)現在において、左記の防災協定に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設、および応急修理に協力するものであると、福岡県建築物災害対策協議会の構成団体が証明すること。	県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736	(1)地域貢献活動評価申請書(防災協定(木造応急仮設住宅の建設等)) (2)福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、(一社)福岡県木造住宅協会の証明書	県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
災害時対応 ※右記要件いずれかひとつを満たして5点加算。 (右記全ての要件を満たしても5点の加算となります。)	福岡県と締結している「風水災害時の緊急対策工事に関する協定書」に基づき、緊急対策工事を実施することとしている。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、緊急対策工事を実施したこと。	各県土整備事務所総務課 福岡 092-641-0161 久留米 0942-44-5222 南筑後 0944-41-5112 直方 0949-22-5608 京築 0979-82-3350 朝倉 0946-22-3910 八女 0943-22-6982 北九州 093-691-2761 田川 0947-42-9111 飯塚 0948-21-4930 那珂 092-513-5561 各農林事務所総務課 福岡 092-735-6121 朝倉 0946-22-2730 八幡 093-601-8851 飯塚 0948-21-4951 筑後 0942-52-5642 行橋 0930-23-0380 農林水産部水産振興課 092-643-3565	県のホームページ 又は 左記の各県土整備事務所、各農林事務所。 県土整備部企画課技術調査室 農林水産部水産振興課	同左又は 県土整備部企画課 技術調査室 092-643-3644 農林水産部農山漁村振興課 092-643-3504
	福岡県と締結している「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づき、物資の供給等を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、支援等を実施したこと。	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112	県のホームページ 又は 総務部防災危機管理局防災企画課	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112
	大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理を行った当該団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)現在において、以下の団体の会員であること。 審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記の防災協定に基づき、災害廃棄物の処理を行った者であって、そのことを当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県建造物解体工業会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	地域貢献活動評価申請書(防災協定(災害廃棄物)) 当該団体の証明書	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
	福岡県と締結している「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設、応急修理を実施した、福岡県建築物災害対策協議会の構成団体の会員事業者を評価する。	審査基準日(直前決算日)現在において、福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、(一社)福岡県木造住宅協会の会員であること。 審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記の防災協定に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設、または応急修理を行った者であって、そのことを福岡県建築物災害対策協議会の構成団体が証明すること。	県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736	(1)地域貢献活動評価申請書(災害時対応(木造応急仮設住宅の建設等)) (2)福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、(一社)福岡県木造住宅協会の証明書	県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
9	消防団協力	・事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。 ・県内の市町村消防団と事業所又はその他の団体との連携強化をはかる。	審査基準日(直前決算日)現在、市町村の消防団事務局より、「消防団協力事業所」の認定を受けていること。	市町村による消防団協力事業所表示制度の認定は、各市町村の消防団事務局で実施(連絡先は、県のホームページに記載あり)。	左記の申請先へ問い合わせください。	各市町村の消防団事務局
10	口蹄疫等防疫支援	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した際、速やかな初動防疫対策を図ることを目的に、協定締結の上、緊急支援業務(埋却・溝掘削や、殺処分した家畜の運搬・埋却等)協力会社を定めている。	審査基準日(直前決算日)において、農林事務所長が締結する「口蹄疫等防疫支援に関する地域協定」の「口蹄疫等緊急支援業務協力会社名簿」に記載されていること。 または、審査基準日(直前決算日)において、家畜保健衛生所長と「口蹄疫等防疫支援に関する協定」を締結していること。	福岡農林事務所 農業振興課畜産係 092-735-6126 朝倉農林事務所 農業振興課畜産係 0946-22-2732 八幡農林事務所 農山村・農業振興課 園芸畜産・食の安全係 093-601-8852 飯塚農林事務所 農業振興課畜産係 0948-21-4956 筑後農林事務所 農業振興課畜産係 0942-52-5106 行橋農林事務所 農業振興課 園芸畜産・食の安全係 0930-23-0382 中央家畜保健衛生所 092-633-2920 両筑家畜保健衛生所 0942-30-1037 北部家畜保健衛生所 0948-42-0214 筑後家畜保健衛生所 0942-53-2405	県のホームページ又は左記の申請の部署へ問い合わせください。	福岡農林事務所 農業振興課畜産係 092-735-6126 朝倉農林事務所 農業振興課畜産係 0946-22-2732 八幡農林事務所 農山村・農業振興課 園芸畜産・食の安全係 093-601-8852 飯塚農林事務所 農業振興課畜産係 0948-21-4956 筑後農林事務所 農業振興課畜産係 0942-52-5106 行橋農林事務所 農業振興課 園芸畜産・食の安全係 0930-23-0382 中央家畜保健衛生所 092-633-2920 両筑家畜保健衛生所 0942-30-1037 北部家畜保健衛生所 0948-42-0214 筑後家畜保健衛生所 0942-53-2405
11	飲酒運転撲滅	「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録をされている企業について優遇	審査基準日(直前決算日)に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167	県のホームページ又は、人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167
12	女性と子どもの安全みまもり	・「女性と子どもの安全みまもり企業運動」は、性犯罪の被害者となる女性や子どもを守るための企業による自主的な取り組みを推進するもの。 ・この企業運動の趣旨に賛同し、県と協働して性犯罪抑止活動を行う企業として登録されたものについて優遇。	審査基準日(直前決算日)現在、「女性と子どものみまもり企業運動」の登録	人づくり・県民生活部生活安全課 女性・子ども安全係 092-643-3124	県のホームページ又は、人づくり・県民生活部生活安全課 女性・子ども安全係 092-643-3124	人づくり・県民生活部生活安全課 女性・子ども安全係 092-643-3124
13	がん検診推進	「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」の登録をされている事業所について優遇	審査基準日(直前決算日)現在、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」の登録	保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん・疾病対策係 092-643-3317	県のホームページ又は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん・疾病対策係 092-643-3317	保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん・疾病対策係 092-643-3317

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
14	建設業労働災害 防止	建設業の労働災害防止に積極的に取り組む企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)現在、建設業労働災害防止協会に加入していること	建設業労働災害防止協会各分会 福岡分会 092-483-1831 八幡分会 093-663-1321 小倉分会 093-591-8131 門司分会 093-371-5266 若松分会 093-761-1521 行橋分会 0930-23-2255 豊前分会 0979-83-2274 飯塚分会 0948-22-0567 田川分会 0947-44-1445 直方分会 0949-22-1129 久留米分会 0942-36-3323 大牟田分会 0944-85-5263 八女分会 0943-24-3300	左記の建設業労働災害防止協会各分会へお問い合わせください。	建設業労働災害防止協会各分会 福岡分会 092-483-1831 八幡分会 093-663-1321 小倉分会 093-591-8131 門司分会 093-371-5266 若松分会 093-761-1521 行橋分会 0930-23-2255 豊前分会 0979-83-2274 飯塚分会 0948-22-0567 田川分会 0947-44-1445 直方分会 0949-22-1129 久留米分会 0942-36-3323 大牟田分会 0944-85-5263 八女分会 0943-24-3300
15	エコ事業所	省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策に取組む旨を宣言し、「エコ事業所」として登録されている事業者を優遇 ※エコ事業所は事業所単位の登録であるため取扱について注意・整理が必要	審査基準日(直前決算日)現在、エコ事業所の登録	環境部環境保全課 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(エコ事業所) ②エコ事業所登録証の写し ※登録期間の中に経営審査基準日(直前決算日)が含まれるもの ③返信用封筒(82円切手貼付)	環境部環境保全課 092-643-3356
16	エコアクション 21	環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取組を行い、エコアクション21の認証・登録を受けた事業者を優遇	審査基準日(直前決算日)現在、エコアクション21の認証・登録を受けていること	環境部環境保全課 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(エコアクション21) ②エコアクション21認証・登録証の写し ※登録期間の中に経営審査基準日(直前決算日)が含まれるもの ③返信用封筒(82円切手貼付)	環境部環境保全課 092-643-3356
17	経営革新	「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が経営向上のために策定する新事業活動に関する計画であり、県知事により承認されるもの。	「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けている場合。 ※審査基準日(直前決算日)が経営革新計画の期間内であること。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449	①地域貢献活動評価申請書(経営革新) ②経営革新計画承認書の写し ③経営革新計画変更承認通知書の写し(計画を変更している場合) ④返信用封筒(後日、窓口で受領する場合を除く) 住所、担当者名を記入し、82円切手を貼った定形郵便封筒	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449
18	道路愛護活動	「さわやか道路美化促進事業」では地域住民や企業等が行う清掃等のボランティア活動を支援している。 この事業に賛同し、県と連携して道路美化活動に取り組む企業について優遇するもの。	審査基準日(直前決算日)において、活動団体としての認定がなされていること。 また、審査基準日が属する年度の前年度の活動実績を有していること。(ただし、審査基準日が属する年度の前年度に、さわやか道路美化促進事業の認定を受けた企業においては、認定後、審査基準日前1年以内に1回以上の活動実績を有すること。)	県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653	「さわやか道路美化促進事業実績報告書」の写し 「評価の要件」に該当していることがわかる実績報告書であること ・「さわやか道路美化促進事業実施団体等認定証」の写し	・評価申請に関すること 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653 ・「さわやか道路美化促進事業」の「実施団体」としての認定に関する こと 管轄の県土整備事務所・支所
19	河川愛護活動	福岡県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動をおこなう「河川愛護企業」及び、河川愛護団体等の活動を支援する「河川愛護活動支援企業」について優遇するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「河川愛護企業」として登録がなされ、かつ、以下の要件を満たしていること。又は、「河川愛護活動活動支援企業」としての登録がなされていること。 ・河川愛護企業 審査基準日(直前決算日)が属する年度の前年度の活動に対し各県土整備事務所(支所)が発行する活動実績承認書を有していること。(ただし、審査基準日(直前決算日)が属する年度、もしくは、審査基準日(直前決算日)が属する年度の前年度に、河川愛護企業の登録を受けた企業においては、登録後、審査基準日(直前決算日)以前6ヶ月以内に1回以上の活動実績を有すること。) 注)年度…福岡県の会計年度	県土整備部河川管理課管理係 092-643-3666	・河川愛護企業 活動実績承認書の写し。又は、評価の要件内の但し書きに該当する企業においては、1回以上の活動が記載されている活動実績報告書の写し。 ・河川愛護活動支援企業 特になし。 ※郵送での交付を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。	・評価申請に関すること 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666 ・「河川愛護企業」及び「河川愛護活動支援企業」の登録に関する こと 同上、もしくは管轄の県土整備事務所・支所

評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号															
20					総務部税務課 092-643-3049															
21	公正な採用選考 公正採用選考人権啓発推進員を設置している場合	審査基準日(直前決算日)において公正採用選考人権啓発推進員を設置していること 【公正採用選考人権啓発推進員とは】 ・公正な採用選考の実施と事業所内の人権研修の計画・実施等を推進。 ・事業所を管轄する福岡県内の公共職業安定所(ハローワーク)に選任報告書を提出して設置。	事業所を管轄する福岡県内の公共職業安定所(ハローワーク)公正採用選考人権啓発推進員の担当窓口 福岡中央 092-687-4458 福岡東 092-672-8633 福岡南 092-687-4520 福岡西 092-688-9207 八幡 093-622-6691 小倉 093-941-8749 行橋 0930-25-8609 大牟田 0944-69-0011 久留米 0942-90-0012 八女 0943-23-6188 朝倉 0946-22-8609 飯塚 0948-24-8635 直方 0949-58-5014 田川 0947-44-8609	「地域貢献活動評価確認書(21 公正な採用選考)」 (様式は県のホームページに掲載しています。)	・公正採用選考人権啓発推進員制度全般に関すること 労働局労働政策課 就業支援係 092-643-3592 ・具体的な公正採用選考人権啓発推進員の設置報告及び公正な採用選考に係る地域貢献活動評価確認の手続きに関すること ①に記載する公共職業安定所(ハローワーク)公正採用選考人権啓発推進員の担当窓口															
22	人権・同和問題啓発研修 県では、人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、県民や企業等を対象に人権・同和問題に関する啓発の推進に努めている。 企業に対する「人権・同和問題啓発研修」を評価項目とすることにより、企業における人権・同和問題啓発研修への参加を一層促進し、更なる啓発を推進することを目的とする。	審査基準日(直前決算日)以前1年以内に以下の人権・同和問題啓発研修を受講した場合。	申請場所・電話番号は、下記研修担当部署	「地域貢献活動評価申請書(22 人権・同和問題啓発研修)」 (様式は県のホームページに掲載しています。)	左記の研修担当課 又は 人権・同和对策局調整課 調整係 092-643-3325															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>研修担当課</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立専修学校各種学校人権・同和教育研修会</td> <td>人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係</td> <td>092-643-3129</td> </tr> <tr> <td>同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修</td> <td>福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係</td> <td>092-643-3325</td> </tr> <tr> <td>企業経営者人権啓発セミナー</td> <td>商工部中小企業振興課金融係</td> <td>092-643-3424</td> </tr> <tr> <td>立地企業人権・同和問題研修会</td> <td>商工部企業立地課立地計画係</td> <td>092-643-3442</td> </tr> </tbody> </table>						研修名	研修担当課	電話番号	私立専修学校各種学校人権・同和教育研修会	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係	092-643-3129	同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3325	企業経営者人権啓発セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424	立地企業人権・同和問題研修会	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442
研修名	研修担当課	電話番号																		
私立専修学校各種学校人権・同和教育研修会	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係	092-643-3129																		
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3325																		
企業経営者人権啓発セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424																		
立地企業人権・同和問題研修会	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442																		
23	物品・サービス関係																			
24	物品・サービス関係																			
25	建設労働者の雇用の安定及び福祉の増進を図るため、雇用改善に積極的に取り組む事業所を評価する。	次の1又は2のいずれかに該当すること 1. 建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所 次の(1)又は(2)のいずれかに該当している事業所であって、審査基準日まで継続して雇用改善に取り組んでいるもの (1) 審査基準日が属する年度を含む5ヶ年度以内に建設雇用改善優良事業所として福岡県知事表彰又は厚生労働大臣表彰を受賞した事業所 (2) 同期間に、建設雇用改善功績者として厚生労働大臣表彰又は国土交通大臣表彰を受賞した者を審査基準日まで継続して雇用している事業所 2. 1の事業所に準ずる取組を実施している事業所 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所 (1) 審査基準日に建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条第1項に規定する雇用管理責任者を選任しており、その氏名を当該事業所の建設労働者に周知させていること (2) 審査基準日以前の1年間に雇用管理責任者に厚生労働省から委託を受けた機関が実施する雇用管理研修を受講させていること又はこれに相当する知識の習得及び向上の取組を行っていること	労働局労働政策課 労働福祉係 092-643-3587	県のホームページをご覧ください。労働政策課労働福祉係にお尋ねください。 092-643-3587	労働局労働政策課 労働福祉係 092-643-3587															

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
26	農林漁業応援	県産農林水産物の消費拡大につながる取組や農山漁村地域で社会貢献活動を実施する「ふくおか農林漁業応援団体」の登録をされている企業について優遇	審査基準日(直前決算日)現在、「ふくおか農林漁業応援団体」の登録	農林水産部 食の安全・地産地消課 地産地消推進係 092-643-3575	(1)地域貢献活動評価申請書 (2)ふくおか農林漁業応援団体登録証の写し (3)返信用封筒(郵送の場合) *住所、担当者名、切手を貼った定型郵便の封筒	農林水産部 食の安全・地産地消課 地産地消推進係 092-643-3575
27	女性の活躍推進 ※右記要件いずれかひとつを満たして5点加算。 (右記全ての要件を満たしても5点の加算となります。)	1. 企業における指導的地位への女性の登用を進めるため、女性の管理職比率あるいは管理職数の将来目標を定めて取り組んでいる事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)現在において、「女性の活躍推進評価書」による確認を受け、評価書の有効期間中にあるもの。	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課 女性活躍推進室 092-643-3399	(1)地域貢献活動評価申請書 (2)返信用封筒(住所、担当者名、切手を貼った定型郵便の封筒) ※あらかじめ「女性の活躍推進評価書」を提出し、確認を受けていることが必要です。	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課 女性活躍推進室 092-643-3399
		2. 企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をした事業者を評価するもの。(女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者300人以下の事業者に限る。)	審査基準日(直前決算日)現在において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をした事業者を評価するもの。(女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者300人以下の事業者に限る。)		(1)地域貢献活動評価申請書 (2)女性の活躍推進地域貢献活動評価(女性活躍推進法)確認票 (3)都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し (4)返信用封筒(住所、担当者名、切手を貼った定型郵便の封筒) ※ただし、(2)は平成30年4月1日から必要	
28	児童養護施設等退所者の雇用	児童養護施設等を退所した者の生活の安定を図るため、退所者を正規従業員として採用している企業を評価する。	審査基準日(直前決算日)以前の1年間に、児童養護施設等を退所した者(退所後3年以内の未就職者を含む)を正規従業員として採用し、雇用していること。	福祉労働部児童家庭課 092-643-3256	地域貢献活動評価申請書(施設等退所児童雇用)及び評価要件確認票(施設等退所児童雇用)に次の書類を添付 ①正規従業員として採用したことが確認できる書類 ・採用通知書、雇用契約書及び健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ②返信用封筒(82円切手貼付)	福祉労働部児童家庭課 児童福祉係 092-643-3256
29	県産リサイクル応援	県内で製造等された「福岡県産認定リサイクル製品」(県産リサイクル製品)の利用促進及び県内リサイクル産業の育成を図るため、当該製品を積極的に使用する「県産リサイクル応援事業所」として登録を受けた事業者のうち、一定額以上使用した事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分:使用」で登録がなされ、かつ以下の要件を満たしていること。 ・審査基準日(直前決算日)が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。 ただし、審査基準日(直前決算日)が属する年度又は審査基準日(直前決算日)の前1年以内に、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。 なお、「県産リサイクル応援」の登録事業者が複数の登録事業所を有する場合は、各登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額の合計金額が10万円以上であること。	環境部循環型社会推進課 092-643-3372	(1)地域貢献活動評価申請書 (2)「県産リサイクル応援事業所取組実施報告書」の写し。又は、評価要件を満たしていることが確認できる書類(購入金額が確認できる領収書等) (3)返信用封筒(郵送希望の場合) ※返送先の住所・宛名・担当者名を記載し、必要額の切手を貼付した定型封筒。	環境部循環型社会推進課リサイクル係 092-643-3372

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	①申請場所 電話番号	①の申請時に必要な書類	問合せ先 電話番号
30	暴力団から離 脱した者の雇 用	暴力団員の社会復帰を促進するため、警察又は公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが就労支援を行った暴力団離脱者を3か月以上継続して雇用している協賛企業を評価するもの。	以下のすべての要件を満たしていること。 1 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に、協賛企業として登録されていること。 2 審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者を雇用したこと。 3 同一人の雇用で、雇用期間が3か月以上であること。	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141 (内線4574)	1 地域貢献活動評価申請書(確認書) 2 添付書類 審査基準日(直前決算日)における暴力団から離脱した者を雇用したことが確認できるもの。 ■ 雇用契約書又は採用通知書の写し □ 賃金台帳又は出勤簿の写し ・その他福岡県警察本部組織犯罪対策課が指示する書類	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141 (内線4574)
31	不当要求防止 責任者講習の 受講	暴力団員による不当要求行為の被害防止を図るため、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの実施する不当要求防止責任者講習を受講した事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前4年の間に、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講したこと。		1 建設工事入札参加資格「不当要求防止責任者講習の受講」評価申請書 2 受講修了書の写し	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 暴力団排除企画係 092-641-4141 (内線4576)
32	被災者雇用	被災者の就業を促進するため、被災者を雇用した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に、平成29年7月九州北部豪雨による被災者を通算3か月以上新たに雇用したこと。	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112	県のホームページをご覧ください。総務部防災危機管理局防災企画課にお尋ねください。	総務部防災危機管理局 防災企画課 092-643-3112
33	出会い・結婚 応援	「出会い応援団体」として登録され、独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「出会い応援団体登録証」の交付を受けていること。 ただし、今年度の申請については、平成30年9月30日までに要件を満たしたのも認められる。		※子育て支援課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「出会い応援団体」評価申請書 ②出会い応援団体登録証の写し	子育て支援課 出会い・子育て応援係 092-643-3311